

# 仕 様 書

## 1 業務名

投票所地図データ作成・修正業務委託

## 2 契約期間

契約締結日から投票日まで（作業日程は3～14日間程度）

## 3 見込み件数

新規作成 10件程度

修正 30件程度

## 4 業務内容

投票案内状に印字する投票所地図データ（投票所の周辺地図）を「ゼンリン電子地図帳Z [zi:] 5」を使い、本市からの指示に従い作成または修正する。

### （1）「ゼンリン電子地図帳Z [zi:] 5」について

①本市所有の上記ソフトが格納されたパソコンを貸与する。

②新規作成・修正した投票所地図データには、上記ソフトの使用許可番号「Z06B－第2578号」を左下端に表示する。

（別紙1）「投票所の地図」参照）

### （2）原稿の引渡し

①別紙2「投票所地図データ作成依頼書」（原稿）を電子メールで引渡す。

②別紙3「投票所地図データ作成依頼一覧表」（管理表）で、原稿の作成・修正状況の管理をすること。

③原稿は、投票所地図データの新規作成・修正が必要な投票所が判明次第、順次引渡す。

### （3）投票所地図データの新規作成・修正

①目標物となる建物の表示は、必ず本市の依頼内容（原稿）に基づき表示すること。

②新規作成・修正単位は、1投票所につき1つの投票所地図データとすること。

③新規作成・修正のどちらもゼンリン電子地図を使用すること。

ただし、本市より提供する修正前の投票所地図データを使用して新規作成・修正することも可能である。

④作成した投票所地図データのファイル名は、必ず本市が指定したファイル名で登録すること。

※ファイル名は、「区名番号」－「投票所番号」（例：01－16）

### （4）投票所地図データの確認

①新規作成・修正した投票所地図データは、直ちに本市にメールで提出し、確認を受け、了解を得ること。

②本市より手直しの指示があれば、指示内容を手直し後、再度本市の確認を受け、了解を得ること。

(5) 投票所地図データの納品

①納品は、新規作成・修正した投票所地図データを1つのフォルダーにまとめ、磁気媒体（CD-R又はDVD-R）にビットマップ形式で保存すること。

※保存形式は、変更になる場合がある。

②保存する際は、カラー画像からモノクロ2値（ディザ拡散方式）に変換して保存すること。その際、フォルダー名は、【執行年度・選挙名】とする。

③納品日は、別途指示する。

(6) 投票所地図データ作成件数報告書の提出

委託業務終了後、**別紙4**「投票所地図データ作成件数報告書」を本市へ提出すること。

5 納入物

- ① 磁気媒体（CD-R又はDVD-R） 1枚
- ② 投票所地図データ作成依頼一覧表（了解日が記入済）

6 納入場所

行政委員会事務局選挙部選挙課（大阪市役所4階）

7 特記事項

- (1) 投票所地図データは、投票案内状に印字し、選挙人に投票所の場所をお知らせする大切な情報となるため誤りのないようにすること。
- (2) 特に、作成中に疑義が生じた場合は、必ず本市の指示に従うこと。  
また、投票所地図データは、投票案内状の作成に必要なデータであるため、作成依頼から納品まで急を要することもあるが必ず納品日を厳守すること。
- (3) 本見積書は、1投票所あたりの投票所地図データを新規作成した場合の単価（消費税額は含まない）を記入すること。修正の場合の単価は、新規作成した場合の単価に0.5を乗じた額とすること。
- (4) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。  
なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (5) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (6) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (7) **別紙5**「車両使用に係る特記仕様書」を遵守すること
- (8) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課（連絡先：06 - 6208 - 8571）に報告しなければならない。

## 投票所の地図（見本）

## 1 ファイル名

名称 (例) 01-17 bmp

内容 左2桁 区コード  
右2桁 投票区コード

## 2 ファイル形式

ビットマップ形式

## 3 地図の内容

左上に「方角」と「投票区番号」を設定



左下に「許諾番号」を設定

## 投票所地図データ 作成依頼書

1 依頼番号 01

2 依頼内容の種別

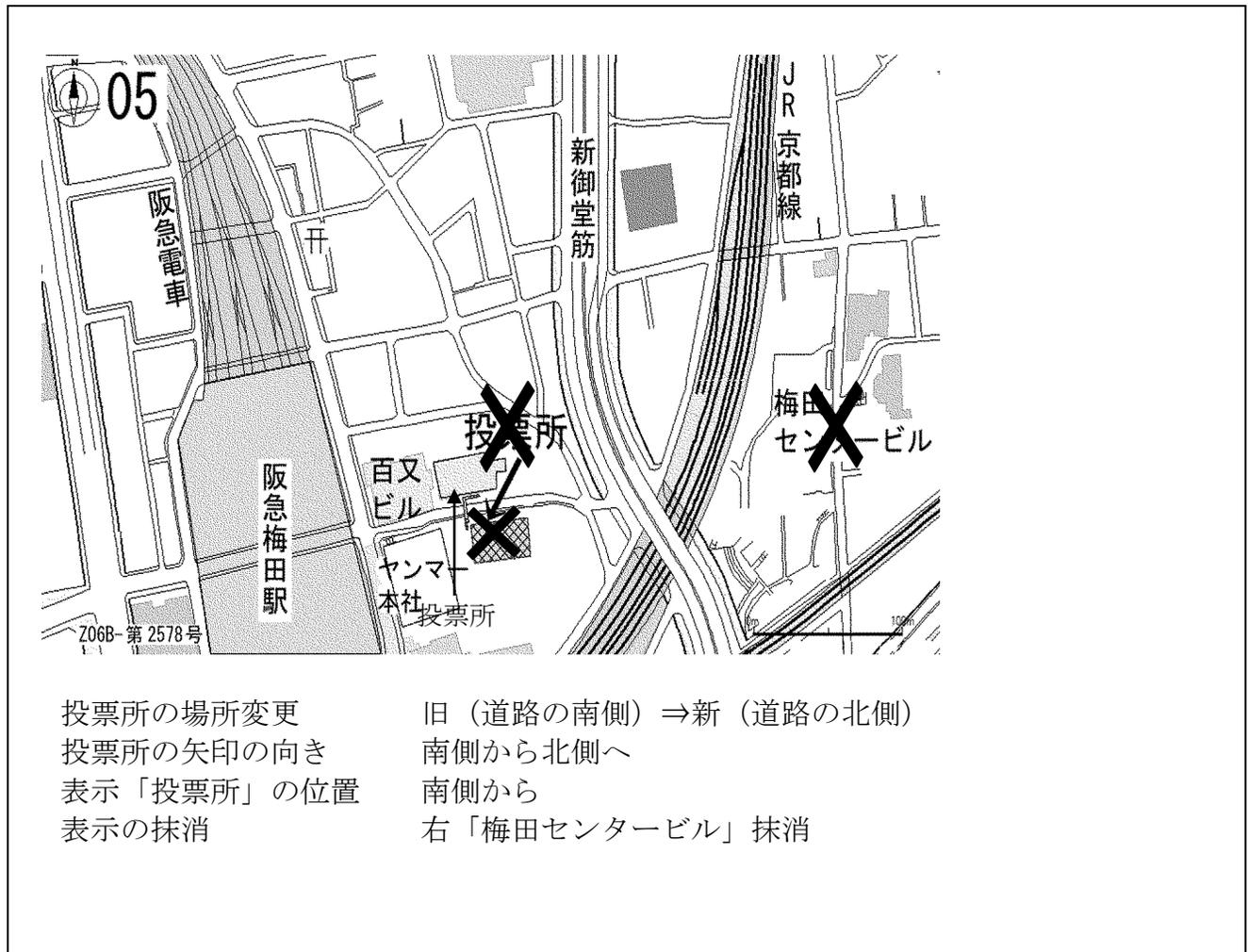
修正

新規作成

3 依頼する投票所情報

項目	内容	コード番号
区名	北区	01
投票区名	梅田東	05
投票所施設名	(元) 梅田東小学校	
投票所所在地	大阪市北区茶屋町1-40	

4 依頼内容の詳細





## 投票所地図データ作成件数報告書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者  
行政委員会事務局長  
〇〇 〇〇 様

住所又は所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

次の契約について、別添のとおり作成件数が確定したことを報告します。

### 記

- 1 投票所地図データ作成業務



## 車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境管理課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。